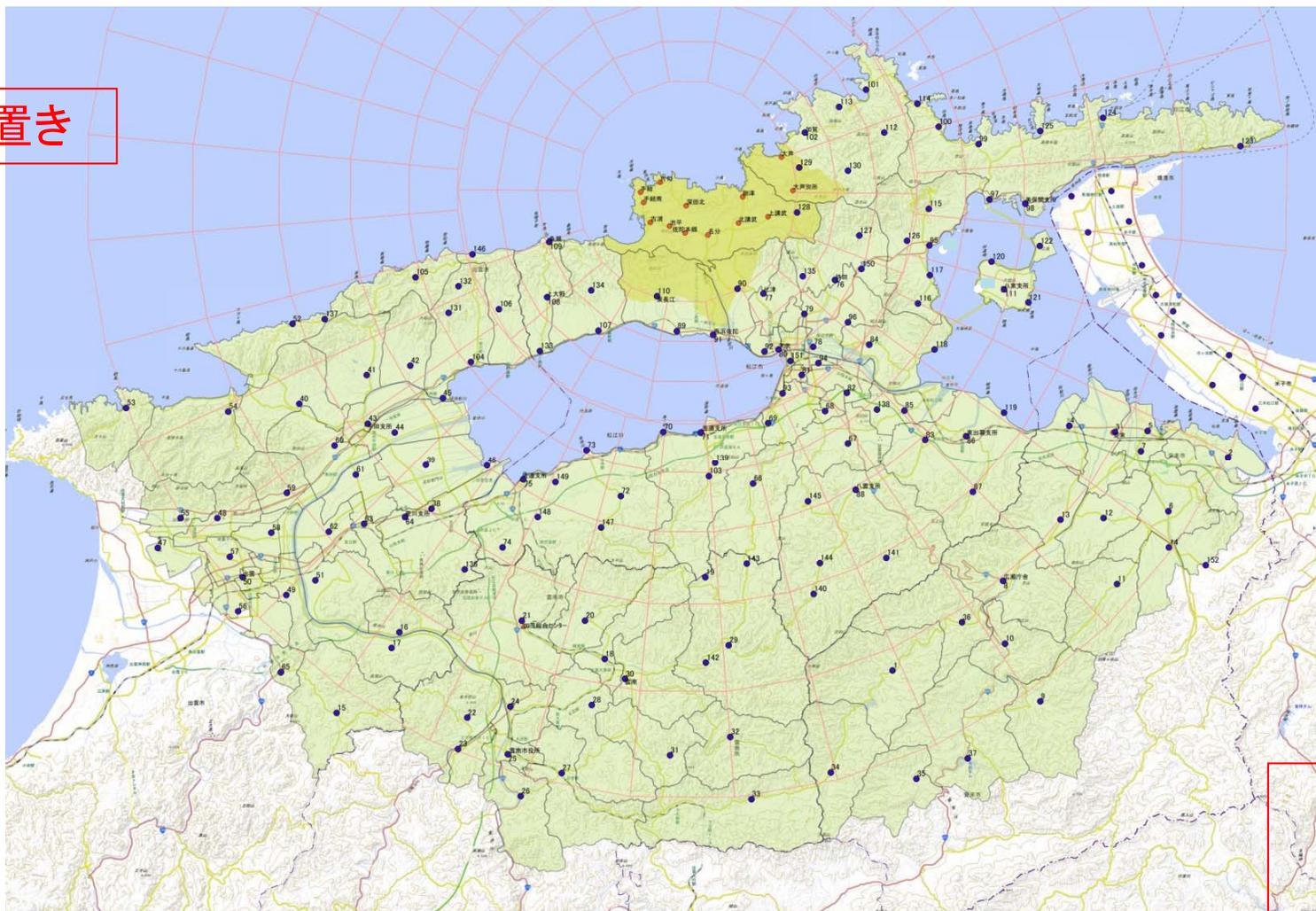


モニタリングポスト配置図

- ▶ 島根原子力発電所の周辺地域では、発電所から半径30 k m圏内を中心に186局（島根県161局、鳥取県12局、中国電力6局、国7局）の測定局を用いて24時間監視を行っている。

仮置き



- ▶ モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - モニタリングステーション（島根県10局、鳥取県2局）及びモニタリングポスト（島根県151局、鳥取県10局）で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - 万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト（島根県7台、鳥取県12台）を配備、
- ▶ モニタリングカー
 - 放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備

【島根県】



モニタリングステーション・モニタリングポスト
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト
(常設、蓄電池装備)



簡易型モニタリングポスト
(常設、太陽光パネル装備)



モニタリングカー

【鳥取県】



モニタリングステーション
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト
(常設、蓄電池装備)



可搬型モニタリングポスト
(常設、蓄電池装備)



モニタリングカー

P

10. 避難退域時検査及び簡易除染

<対応のポイント>

避難退域時検査は、国がOILに基づく防護措置の指示とともに地方公共団体に実施を指示し、これを受けた地方公共団体があらかじめ定めた実施計画に基づき実施することとなっている。

検査場所

- 国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を踏まえ、避難経路に沿った地点に候検査場所を選定している。

仮置き(島根県も年度内には
公表の見込み)



避難元

バス・自家用車等で避難

避難退域時検査・除染



P

- 避難退域時検査は、島根県、鳥取県及び中国電力(株)が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 中国電力(株)は、備蓄資機材を活用し、_____人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関（放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構）は、国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

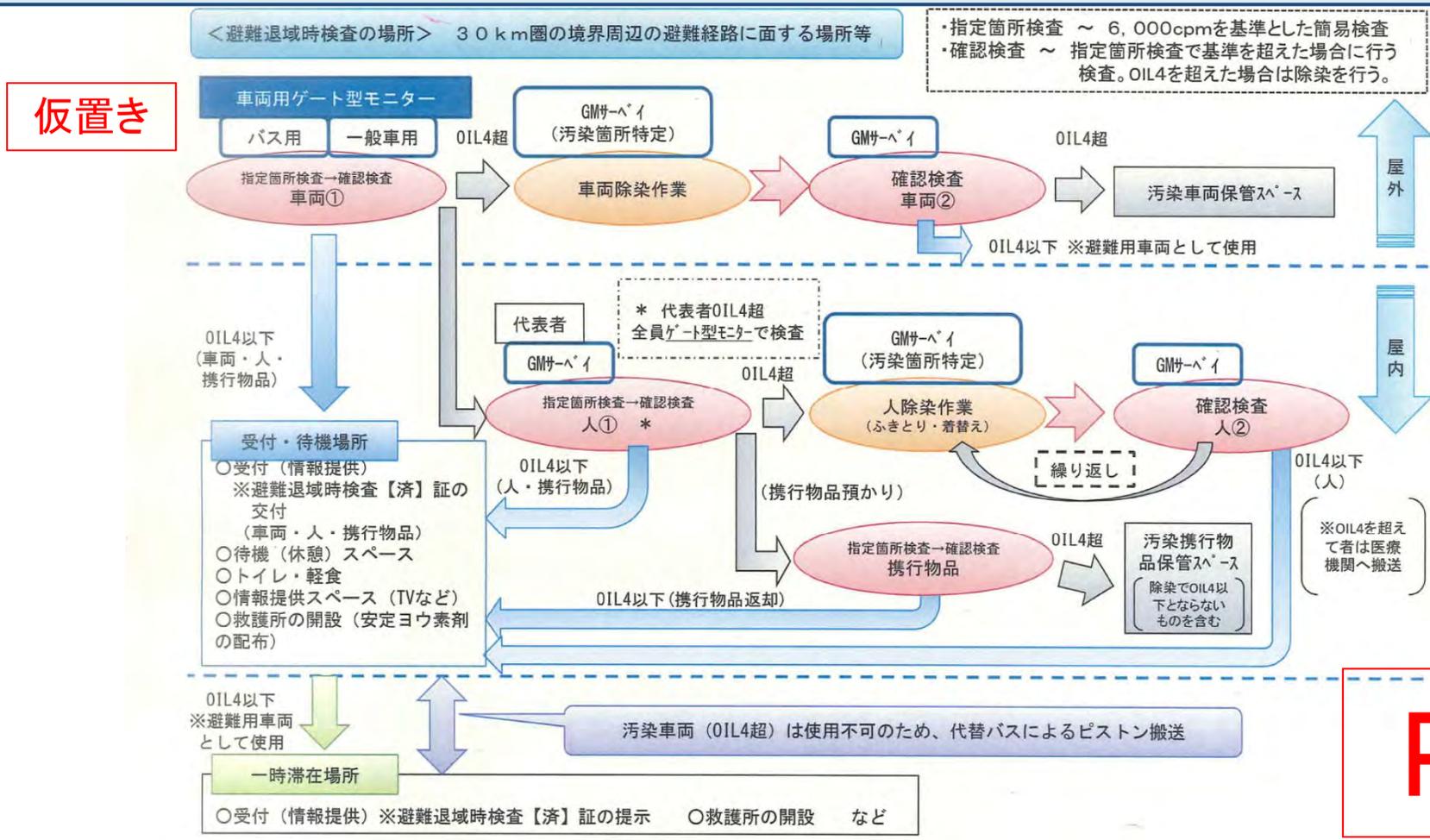
未調整

県においては、検査場所、要員、資機材、運用等の検査及び除染に係る詳細な事項を実施計画として定める必要がある。その際には、他の応急業務に必要な職員数なども考慮し、他地域(伊方)との広域連携等を検討する必要がある。

P

検査手順等

- 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。携行物品の検査は、これを携行している住民がOIL4以下でない場合にのみ検査を行う。
- 検査の結果、OIL4以下でない車両、住民、携行物品には簡易除染を行う。



11. 安定ヨウ素剤

<対応のポイント>

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておく必要がある。